

— ちば興銀サポートローン（教育） —

2019年10月1日現在

項 目	内 容
商品名	ちば興銀サポートローン（教育）
ご利用いただける方	<p>下記の条件をすべて満たす個人の方。</p> <p>(1) 当行住宅ローンの返済実績が1回以上ある方、または1年以内に完済（他行借換による完済は除く）された方で、全ての当行取扱ローンの直近1年間延滞のない方。 （注）当行の住宅ローンには、アパートローンや独立行政法人住宅金融支援機構融資や【フラット35】など、一部除外される商品がございます。</p> <p>(2) お申込（借入）時の年齢が満20歳以上満65歳未満で、完済時満70歳未満の方。</p> <p>(3) 安定・継続した収入が得られる方。 （年金収入のみの方は当行に年金振込指定のある方または年金振込指定いただける方。）</p> <p>(4) お住まいまたはお勤め先の居住地が当行本支店の営業地域内にある方。</p> <p>(5) 保証会社（ちば興銀カードサービス㈱）の保証が得られる方。</p> <p>※連帯債務の取扱いはございません。</p>
お使いみち	<p>(1) 入学金・授業料・受験料・寄付金等 学校に納付する費用</p> <p>(2) 寮費・下宿代等住居費用</p> <p>(3) 定期券代等通学費用</p> <p>(4) 制服・教科書購入費用</p> <p>(5) 下宿先への引越し費用</p> <p>(6) 留学資金（日本国内の学校ほか、海外の学校（高校以上）も可）</p> <p>(7) 上記の資金で当初資金使途の確認できる他行（他業態）肩代り資金。</p> <p>(8) 上記の資金について、借入申込以前3ヶ月程度の支払済資金</p> <p>※前期分と後期分の授業料（1年分）を合わせてご融資することも可能です。 ただし、この場合は前期分、後期分ともにご融資時に一括して学校へお振込みいただきます。 ※授業料は、ご融資時に一括して学校へお支払いできるものを対象とします。 ※毎月払い（預金口座からの毎月自動引落しによるお支払いを含みます。）の授業料については対象となりません。</p>
対象となる学校	<p>(1) 融資対象学校</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 元金返済据置対象となる学校 短大・大学・大学院・専修学校（専門課程）</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ. 元金返済据置対象とならない学校 中学校・高校・高等専門学校・専修学校（高等課程・一般課程）・進学予備校 盲、聾、看護学校など</p> <p>(2) 融資対象とならない学校 ・就学年限1年未満の各種学校（自動車教習所等）</p>
お借入金額	<p>10万円以上1,000万円以内（1万円単位）</p> <p>※医学部・歯学部には就学する場合は、最大3,000万円まで取扱い可。 ただし、ご利用予定金額の範囲内とします。</p>
お借入期間	<p>6か月以上14年以内（据置期間最長4年+返済期間10年）（1か月単位）</p> <p>※医学部・歯学部の場合、最長16年以内（据置期間最長6年）。ただし、最終約定ご返済時の年齢は満70歳未満とします。</p>

— ちば興銀サポートローン（教育） —

2019年10月1日現在

項 目	内 容
お借入利率	
適用利率	ご融資時の店頭表示金利となります。 ・変動金利型のみ
実行後のお借入利率	<p><変動金利型></p> <p>イ. 融資利率の変動幅の算出は毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」という）に行います。基準日現在の短期プライムレート連動長期貸出最優遇金利を基準として、前回基準日（借入日が前回基準日以降の場合は借入日）における基準金利と現基準日における基準金利の差をもって融資利率を変動します。</p> <p>ただし、お借入後最初に到来する基準日においては、借入日の借入利率を決定するもととなった基準金利と、その基準日における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとしてします。</p> <p>ロ. 変更後の融資利率の適用開始日は次の通りとします。</p> <p>（イ）半年毎の増額返済を併用しない場合 基準日が4月1日の場合には、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合には、基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日から新利率の適用を開始します。</p> <p>（ロ）半年毎の増額返済を併用する場合 基準日以降、最初に到来する増額返済日の翌日とします。</p> <p>ハ. 融資利率が変更された場合は変更後の融資利率、新返済額に占める元金及び利息額の割合等を文書により通知します。</p>
ご返済額の変更	<p><変動金利型></p> <p>毎月元利返済額（ボーナス時増額返済を併用した場合には増額元利返済額を含む。以下「毎回返済額」といいます。）は、融資利率の見直しと同時に融資利率、残存元金、残存期間等に基づいて、毎回返済額の見直しを行い、翌月以降、新返済額にてお支払いいただきます。</p>
金利情報の入手方法	ちば興銀窓口にお問合せいただくか、インターネット上のホームページをご覧ください。
金利割引	<p>（1）コスモスクラブ会員（第1ステージ以上）の方 ▲0.6%</p> <p>（2）「チーパス」をお持ちの方 ▲0.3%</p> <p>※金利割引条件（1）・（2）の併用はできません。</p>
ご返済方法	
ご返済日（約定返済日）	毎月6・16・26日のいずれか（休日の場合は翌営業日）
ご返済方法	<p>お借入期間に応じてお借入金額を次の方法で分割し、約定返済日にご指定預金口座から自動振替により、利息とともにご返済いただきます。</p> <p>イ. 元利均等返済（毎月）</p> <p>ロ. ボーナス時増額返済併用（年2回）</p> <p>※ただし、ボーナス時増額返済による返済元金総額は、貸出金額の40%以内（1万円単位）とします。</p>
担保・保証人	<p>担保は不要です。当行所定の保証会社（ちば興銀カードサービス㈱）をご利用いただきます。（保証料は当行負担）</p> <p>なお、保証会社が必要とした場合は、保証会社に対する連帯保証人をお願いする場合がございます。</p>
団体信用生命保険	<p>カーディフ生命保険株式会社の「団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型・団体信用生命保険リビングニース特約付団体信用生命保険」にご加入いただけます。（告知の内容により、保険にご加入いただけない場合は、団体信用生命保険を付保せずにサポートローンをご利用いただけます）。保険料は当行が負担します。</p>
保障内容	【保障内容の詳細については<保障内容一覧>をご覧ください。】
ご留意いただきたい点	<p>（1）ご加入いただける方は保険会社に告知書をご提出いただき、保険への加入が認められた方になります。</p> <p>（2）ガンに罹患したことのある方はご加入いただけません。また、お客さまの告知の内容により、保険会社をご加入をお断りする場合がございます。</p> <p>（3）保障開始日の前に罹患したガンについては、医師による診断確定が保障開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。</p> <p>（4）虚偽告知等の告知義務違反があった場合は、保険金・診断給付金が支払われない場合がございます。その他にも診断給付金、保険金のお支払いには制限条件がございます。</p> <p>（5）ローンがご契約にいたらなかった場合には、保障の対象となりません。</p>
重要事項の説明について	<p>くわしい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合（免責事項）などお客さまの不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。</p>

項目	内容				
手数料	(1) 融資実行時：不要です。				
	(2) 返済方法の変更：5,500円（消費税込）				
	(3) 繰上返済時				
	一部繰上返済（税込）		全額繰上返済（税込）		
	・毎回の返済額は変更せず、期間を短縮する ・期間は短縮せず、毎回返済額は減額する	その他	借入経過期間 3年以内	3年超7年以内	7年超
	3,300円	5,500円	5,500円	3,300円	無料
当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>苦情処理及び紛争解決として一般社団法人全国銀行協会をご利用できます。</p> <p>本商品にかかる問題等が解決しない場合は、下記にご相談・ご照会ください。</p> <p>●一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>				
その他参考となる 事項	<p>(1) 返済額の試算をご希望の場合は、窓口にお申し付けいただくか、当行ホームページのシミュレーションがご利用いただけます。</p> <p>(2) 当行所定の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(3) お借入金は、原則ご指定のお支払い先（ご購入先等）に当行よりお振込させていただきます。（所定の振込手数料を別途負担していただきます。）</p>				

保障内容一覧

	ガン保障	リビングニーズ特約
保険正式名称	団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	団体信用生命保険リビングニーズ特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。
ご利用 いただける方	サポートローンをお借入いただく方 *ガン（悪性新生物）に罹患したことのある方はご加入いただけません。 *ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について所定の書面により告知いただきます。 告知の内容により、保険会社にご加入をお断りすることがあります。	
保障内容	<p>特約の責任開始日以後、生まれて初めて悪性新生物（ガン）に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として千葉興業銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。</p> <p>※「上皮内新生物（上皮内ガン）」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物（皮膚ガン）」は、診断給付金のお支払い対象となりません。 「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。 ※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。</p>	医師の診断書などで保険会社により余命6ヵ月以内と判断された場合に、債務残高相当額が保険金として千葉興業銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。
保障期間	ローンご契約期間（ただし、保障の開始日にご確認ください）	
保障の開始日	ローン実行日より91日目。 ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。 ※責任開始日の前に罹患したガンについては、診断確定が責任開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。	ローン実行日。 ローン実行日を責任開始日として、この日より保障が開始されます。
保障が終了 する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・満82歳のお誕生日に達したとき ・ローンのご契約者でなくなったとき ・所定の支払い限度分の保険金が支払われたとき 	
引受保険会社	カーディフ生命保険株式会社	